



資料 2

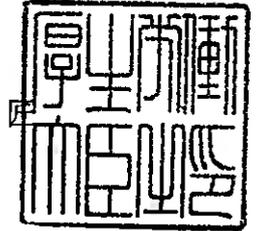
厚生労働省発基1207第3号

平成30年12月7日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本



別紙「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 業務上の疾病の追加

労働基準法施行規則別表第一の二に掲げる業務上の疾病に、オルトートロイジンにさらされる業務による膀胱がんを追加するものとする事。

第二 施行期日

この省令は、公布日から施行するものとする事。